**指導看護師派遣事業所・指導看護師に実施して頂く業務について**

**指導看護師となる方の条件について**

指導看護師（初回の指導、急変時の連携及び実地研修の最後の評価を実施し、評価票へ署名ができる方）となる方は、医師・保健師・助産師又は看護師（正看護師）のみです。

※　准看護師等については、指導看護師の指示の下で講師補助者として研修に携わることのみ可能であり、指導看護師とは認められませんので、ご注意ください。

1　**実地研修実施前（指導者養成研修の受講等）**

（１）指導者養成研修（自己学習）の実施

指導者用マニュアル及び動画視聴（希望事業所のみに案内・動画：6時間程度）により自己学習（指導者養成研修の受講）をし、指導者養成報告書（アンケート）に回答してください。

なお、平成２３年度東京都保健福祉財団の特定の者対象研修または２４年度以降に実施された当センターや他の登録研修機関が実施した特定の者対象研修の際、指導者養成研修アンケートを提出した方、または公益財団法人日本訪問看護財団の実施する「喀痰吸引・経管栄養セミナー」を修了している方は、今回、新たに指導者養成研修を受講する必要はありません。

※　アンケートは、事業所で回答者分を取りまとめて、実地研修する前に、足立区障がい福祉センター生活体験室（以下「センター」という。）へお送りください。

（２）研修協力承諾書・指導看護師一覧の作成

実地研修に御協力いただいた謝礼は、受講者が所属する施設・事業所は提出された評価票の内容を確認し、指導看護師派遣事業所に謝金を支払ってください。

（３）評価票の確認

実地研修で使用する評価票（９種類）の内容を実地研修前にご確認ください。

2　**実地研修時**

（１）介護職員等に対する指導の実施

実地研修にあたり、かかりつけ医等の医師からの承認と指示を確認した上で、介護職員等に対する指導を必ず実施してください。

なお、初回の指導、急変時の連携、最後の評価は必ず指導看護師（医師・保健師・助産師・正看護師のみ可）が行ってください。それ以外の時間は必要に応じ医師・看護師と連携した経験のある介護職員及び利用者本人・家族が指導の補助を行っていただいても構いません。

（２）評価票を用いた評価の実施

所定の評価票の全ての項目についての評価結果が、連続２回「手順どおりに実施できる」となるまで評価を実施してください。評価の際、利用者（家族）の意見を聴取することが可能な場合は、利用者（家族）の意見を踏まえた上で評価を実施してください。

（３）実地研修終了後

指導看護師は指導看護師派遣事業所に評価票を提出してください。指導看護師派遣事業所は評価票を取りまとめ、必要事項（訪問看護事業所署名や指導看護師の署名）が記入されているか確認の上、センターへ提出してください。

＊留意事項

　　　指導看護師が、本研修の受講決定をしていない介護職員等に対して、任意に実地研修の指導をしても、介護職員等が研修を修了しているとみなされないのでご注意ください。

　　　指導者養成事業を受講し、「アンケート」を提出して頂いた後から、実地研修の指導が可能となります。

　　　なお、研修の概要につきましては、別紙、参考「研修の申込みから修了までの全体の流れ」をご覧ください。

**指導看護師用　　実地研修チエックポイント**

指導看護師としてのご協力に感謝いたします。

さて、下記の事項は実地研修前に必ず御確認いただきたい内容をまとめたものです。

ご確認の上、適切な実地研修をお願いいたします。

１　実施研修の行為

テキストで学ぶ範囲以外の行為は基本的には行なえません。保険適用の関係もありますので、不明

な点は必ず研修前にご連絡ください。

≪研修適用外　事例≫以下の行為は、実地研修では行えません。

・ネブライザーの使用　・カニューレの管の奥（気管内部）の吸引

・食道ろうの経管栄養　　・永久気管孔のある方のたん吸引　・経管栄養の服薬　等

2　使用する評価票（東京都様式を使用）

評価票は、東京都で定められた９種類（通常手順、人工呼吸器や判固形等）の様式を使用していま

す。評価票は、「足立区ホームページ/３号研修」からダウンロードできます。

３　実地研修対象者等

「実地研修決定通知」をご覧ください。

４　評価票の記載

　別紙「評価票記入例」を参考にご記入ください。訪問看護事業所名、指導看護師署名、受講者

氏名、利用者氏名等の記載漏れに注意し、すべての項目で２回連続して「ア：手順通り実施でき

ている」となるまで行ってください。

５　実地研修を行った日時の記載

それぞれの特定行為を始めた日時をご記入ください。異なる特定行為を行なった日時が同一日

時の場合は問い合わせ対象となります。

６　提出先

修了した評価票は指導者養成事業修了証書の写しと一緒に、センターへ提出してください。な

お、新たに指導者となる方で、実地研修を開始する前に、指導者養成事業報告書（アンケート）

をセンターに提出してある場合は、評価票のみ提出してください。

### 参考：研修の申込から修了までの流れ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 施設・介護事業所等 | センター | 連携する訪問介護事業所等  （以下、指導看護師派遣事業所） |
| 研修申込 | ※１受講者取りまとめ、利用者への説明・同意書取り交わし  指導看護師等の確保  申請書類の提出  申請書類の準備 | 収受  承諾  指導看護師等の派遣依頼  周知 | 承諾書 |
| 受講決定  研修実施 | ※２  基本研修  実地研修  基本研修修了後  概ね３カ月間  〈介護職員等〉  （受講者）  受講決定通知送付  収受 | 受講決定  評価票  修了証書  ※３  提出  指導・評価⇒評価票作成  受領  受領  指導者養成用DVD等送付 | 提出  アンケート  〈指導看護師〉  受領  指導者養成研修  動画視聴による自己学習） |
| 研修終了 | 交付  受領  評価票作成の  謝金支払い  特定行為業務従事者の認定申請 | 支払　※４  修了証明書 | 受領 |

※１ 　受講決定者については、当研修への参加について利用者への説明を行っていただき、実地研 修受講前に利用者の「同意書」を提出していただきます

※２ 　評価（筆記試験）に合格すると、基本研修修了となります。基本研修の修了前に、実地研修 を行うことは出来ません。

※３　 指導者養成研修を受講し、「アンケート」を提出頂いた後から、実地研修の指導が可能とな ります。

※４　**指導看護師に対するセンターからの謝金の支払いはありません。**

**受講者が所属する施設・介護事業所等から連携する訪問看護事業所等（指導看護師派遣事業所）**

**への支払いとなりますので、ご注意ください。**